

○財務省告示第四号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がベトナムについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項の規定に基づき、経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正し、平成三十一年一月十四日から適用する。

平成三十一年一月十一日 財務大臣 麻生 太郎
 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年十二月財務省告示第三百四十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
関税暫定措置法施行令別表第一項	輸入基準数量	同上	同上
名	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上
略	同上	同上	同上

○厚生労働省告示第七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月十三日から適用する。

改 正 後		改 正 前	
ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うも	ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うも	ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うも	ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うも

厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

ののうちアンチモン、ヒ素、マンガ、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、平成三十一年一月十二日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

ののうちアンチモン、ヒ素、マンガ、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十六条の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。
 平成三十一年一月十一日 国土交通大臣 石井 啓一

○国土交通省告示第二十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十六条の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。
 平成三十一年一月十一日 国土交通大臣 石井 啓一

○国土交通省告示第二十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成三十一年一月十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年一月十一日 国土交通大臣 石井 啓一

区 間	変更前	後 別	敷地の幅員	延 長
郡山市片平町字庚垣原一四番六九八から同市片平町字大谷草池下二四番五まで	最大 一八三 最小 一八三	後 最大 一八三 最小 一八三	(メートル)	(メートル)

○国土交通省告示第二十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、平成三十一年一月十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年一月十一日 国土交通大臣 石井 啓一

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道	郡山市大槻町字中ノ平二七七番二から同市片平町字庚垣原一四番六八〇まで	平成三十一年一月十三日 五時